

新潟県高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校総合体育大会種目別大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という。)とする。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1)新潟県教育委員会
- (2)財団法人新潟県体育協会
- (3)財団法人新潟県体育協会加盟種目別競技団体(以下「県種目別競技団体」という。)
- (4)開催地市町村教育委員会

4 後 援

大会には、本連盟当該種目専門部(以下「専門部」という。)の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

- (1)大会の主管は、専門部とする。
- (2)大会の主管に県種目別競技団体を加えることができる。

6 主管高等学校

- (1)大会に主管高等学校(以下「主管校」という。)を置く。
- (2)主管校は、当該種目専門部長(以下「部長」という。)の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (3)主管校は、当該大会に参加する高等学校(以下「参加校」という。)による輪番を原則とする。
- (4)主管校長は、担当責任者を任命し、大会事務局を設置する。
- (5)主管校を複数にする場合は、その内から会計事務担当主管校を定める。
- (6)主管校の業務については、別に定める。

7 大会開催

- (1)大会は、毎年開催する。
- (2)大会は、夏季・冬季に分けて開催する。
- (3)北信越高等学校体育大会(以下「北信越大会」という。)のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (4)全国高等学校総合体育大会(以下「全国高校総体」という。)のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5)大会開催種目は、本連盟専門部種目とする。
- (6)競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (7)男子の部及び女子の部は、同一大会の開催を原則とする。
- (8)参加校数等により男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、
代議員会の承認を得る。

8 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、大会実施要項案を添付した申請書を本連盟に提出する。
 - ア 新たに大会を開催する場合
 - イ 大会開催日数を変更する場合
 - ウ 大会実施要項(競技方法・参加資格・参加制限・表彰等)を変更する場合
 - エ 新たに上位大会の予選を兼ねて開催する場合
- (2) 申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (3) 本連盟は、提出された申請書を専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

9 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。
- (3) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動に位置づけられた運動部(当該種目)の部員(以下「部員」という。)であること。
- (4) 上記(3)に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。
- (5) 選手は、昭和 年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (6) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後2年間に限り、混成を認める。
- (7) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (8) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。
- (9) 転校後6か月未満の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準じる。)
ただし、一家転住等やむを得ない場合は、会長の認可があればこの限りでない。
- (10) 選手はあらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (11) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、
別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(5)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
 - ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。
- (12) 上記(1)から(11)の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。
- (13) ダンス大会の参加資格については、ダンス専門部で定める。

10 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会開催の日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (2) 参加校数等により3日を超える場合は、当該種目の新潟県高等学校地区体育大会を予選とする。
- (3) 競技規則等により大会開催日数が3日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。
- (4) 大会は、6月の第1土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とし、男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、
その一方を5月の最終土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。

(5) 次の種目は、上位大会の参加申込期限を参考に開催期日を決定する。

ア 水泳大会 イ 全国高校総体ラグビーフットボール大会新潟県予選会 ウ 駅伝競走大会
エ スキー大会

11 大会開催会場

大会の会場は、本連盟加盟校の施設及び新潟県内の公営施設とする。

12 大会開催計画書の提出

(1) 当該種目専門部委員長(以下「委員長」という。)は、関係者と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に計画書を提出する。

(2) 計画書に記載する内容及び様式は別に定める。

(3) 計画書は、大会開催年度前年の9月1日までに提出する。

(4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

(5) 代議員会承認後やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。

13 大会役員

(1) 大会役員は、新潟県高等学校総合体育大会大会役員基準表による。

(2) 上記大会役員基準表は、別に定める。

14 競技役員

(1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

(2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

(3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

(4) やむを得ず参加校教職員以外の者(以下「外部役員」という。)に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

(5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 加盟校の教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。

(6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得る。旅費は本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は、本連盟で負担する。

15 外部役員の申請

(1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催期日の15日前までに本連盟に提出する。

(2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

16 補助役員

(1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。

(2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。

(3) 補助役員数は、本連盟補助役員基準以内とする。

(4) 補助役員基準は、別に定める。

(5) 補助役員の食糧費は、本連盟で負担する。

17 大会実施要項

(1) 大会実施要項は、専門部で本開催基準要項により審議決定し、主管校が作成する。

(2) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 主管校
カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ 競技種目 コ 競技規則
サ 競技方法 シ 参加資格 ス 参加制限 セ 申込方法 ソ 参加料
タ 表彰 チ 宿泊 ツ 北信越大会及び全国高校総体参加資格
テ 諸会議 ト 連絡事項及び諸注意 ナ その他専門部で必要な事項

(3) 主管校は、大会案内状に大会実施要項及び大会参加申込書等を添付し、大会開催期日の20日前までに下記に送付する。

ア 本連盟事務局(2部)
イ 参加予定高等学校長

18 大会参加申込

(1) 大会に参加する高等学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項による申込先に申し込むものとする。

(2) 申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。

(3) 申込期限は、専門部で定める。

(4) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

19 大会参加料

(1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。

(2) 参加料を徴収する生徒の基準及び額は別に定める。

(3) 参加料は、大会実施要項により徴収する。

(4) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

20 大会の式典

開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。

21 表彰

(1) 学校対抗戦で男子の部及び女子の部に優勝した高等学校には、本連盟から優勝旗を授与する。

(2) 優勝旗は、次期大会で返還する。

(3) 団体戦入賞校及び個人戦入賞者には会長が賞状を授与する。

(4) 賞状授与対象の数は、本連盟主催大会賞状授与基準による。

(5) 上記基準は、別に定める。

(6) 上記の他、関係機関及び団体からカップ・トロフィー・メダル等を授与する場合は、会長の承認を必要とする。

(7) 賞状は、本連盟で作成する。

22 プログラム

(1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。

(2) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
カ 必要により後援 キ 主管 ク 主管校

(3) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。

ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員(高等学校名と人数)

エ 過去の成績 オ 競技日程 カ その他、専門部で定めたこと

- (4) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。
- (5) プログラムは、商業広告を掲載しないこと及び無料で配付することを原則とする。
- (6) 専門部の実情により商業広告の掲載及び有料販売を行う場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムは、開催日の前日までに本連盟事務局に2部送付する。その他の配布先及び部数は、専門部で定める。

2.3 大会の経費

- (1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。
 - ア 本連盟大会予算
 - イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金
- (2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。
- (3) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

2.4 宿泊

- (1) 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- (2) 宿泊要項は、本連盟が新潟県旅館環境衛生同業組合と協議したものについて専門部委員長会議で審議し、
理事会で決定後、代議員会の承認を得て定める。
- (3) 宿泊申込みは、本連盟が作成する宿泊要項及び宿泊申込書により、大会実施要項による申込期限までに
開催地旅館組合に申し込む。

2.5 大会終了報告

- (1) 主管校は、大会終了後10日以内に、プログラム・大会成績3部及び大会終了報告書2部を委員長に提出する。
- (2) 大会終了報告書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 委員長は、提出された大会終了報告書を点検し部長の承認を得て本連盟に提出する。

2.6 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 大会に参加する生徒は必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (3) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (4) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成16年4月 一部改定